

1. 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の背景

本市では、多種多様な環境問題への対応として、平成 8 年 3 月に豊橋市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を制定し、環境基本条例の基本理念に基づき、平成 11 年度に豊橋市環境基本計画、平成 22 年度に第 2 次豊橋市環境基本計画を策定しました。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をきっかけに、一人ひとりの環境保全に対する意識や、生活スタイルが変化したことにより、再生可能エネルギー*（自然エネルギー）への転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が今まで以上に求められるようになりました。

また、国においては平成 24 年度に第 4 次環境基本計画を策定し、目指すべき持続可能な社会の実現のため、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することを目標とし、その基盤として「安全」を位置づけています。愛知県においても平成 26 年度に第 4 次環境基本計画を策定し、「安全・安心」「低炭素化」「自然共生」「資源循環」の 4 つの柱を打ち出しており、これらの計画と整合を図る必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえた上で、市民・事業者や市の諮問機関である環境審議会などの意見を幅広く取り入れ、今後 5 年間の本市における環境行政の要となる計画として改訂するものです。

平成 11 年度以降の環境関連の主な取り組み(世界、国・県、本市)

年 度	世 界	国・県	本 市
平成 11 年度 (1999 年度)			・豊橋市環境基本計画策定
平成 12 年度 (2000 年度)		・循環型社会形成推進基本法制定 ・第 2 次環境基本計画(国)策定 ・環境省設置	・第 4 次豊橋市総合計画策定 ・とよはし地域新エネルギービジョン策定 ・豊橋市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 13 年度 (2001 年度)			・ISO14001*認証取得 ・豊橋市産業廃棄物処理基本計画策定
平成 14 年度 (2002 年度)	・持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言採択	・第 2 次愛知県環境基本計画策定	
平成 15 年度 (2003 年度)			
平成 16 年度 (2004 年度)	・京都議定書*発効		
平成 17 年度 (2005 年度)		・京都議定書目標達成計画策定 ・愛知万博開催	・第 4 次豊橋市総合計画改訂 ・豊橋市環境基本計画改訂 ・豊橋市一般廃棄物処理基本計画改訂
平成 18 年度 (2006 年度)		・第 3 次環境基本計画(国)策定	
平成 19 年度 (2007 年度)	・IPCC*第 4 次評価報告書発表	・第 3 次愛知県環境基本計画策定	

年 度	世 界	国・県	本 市
平成 20 年度 (2008 年度)	・京都議定書第一約束期間開始	・生物多様性*基本法制定	
平成 21 年度 (2009 年度)	・国連気候変動サミット開催		・豊橋市地球温暖化対策地域推進計画策定
平成 22 年度 (2010 年度)	・生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP*10)開催(名古屋)「名古屋議定書*」「愛知ターゲット*」採択	・生物多様性地域連携促進法制定	・第 5 次豊橋市総合計画策定 ・第 2 次豊橋市環境基本計画策定 ・豊橋市廃棄物総合計画策定
平成 23 年度 (2011 年度)			
平成 24 年度 (2012 年度)	・国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催(リオデジャネイロ)	・第 4 次環境基本計画(国)策定 ・環境教育等促進法完全施行 ・小型家電リサイクル法制定	
平成 25 年度 (2013 年度)	・IPCC 第 5 次評価報告書(自然科学的根拠)発表	・水循環基本法制定	・環境マネジメントシステム*を独自システム(T-EMS*)へ移行
平成 26 年度 (2014 年度)	・IPCC 第 5 次評価報告書(影響・適応・脆弱性、気候変動の緩和)発表 ・持続可能な開発のための教育(ESD*)に関するユネスコ世界会議開催(名古屋)	・第 4 次愛知県環境基本計画策定	
平成 27 年度 (2015 年度)	・国連気候枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)開催(パリ)「パリ協定*」採択		・第 5 次豊橋市総合計画改訂 ・第 2 次豊橋市環境基本計画改訂 ・豊橋市廃棄物総合計画改訂 ・豊橋市地球温暖化対策地域推進計画改訂 ・豊橋市災害廃棄物処理計画策定

1.2 計画策定の目的

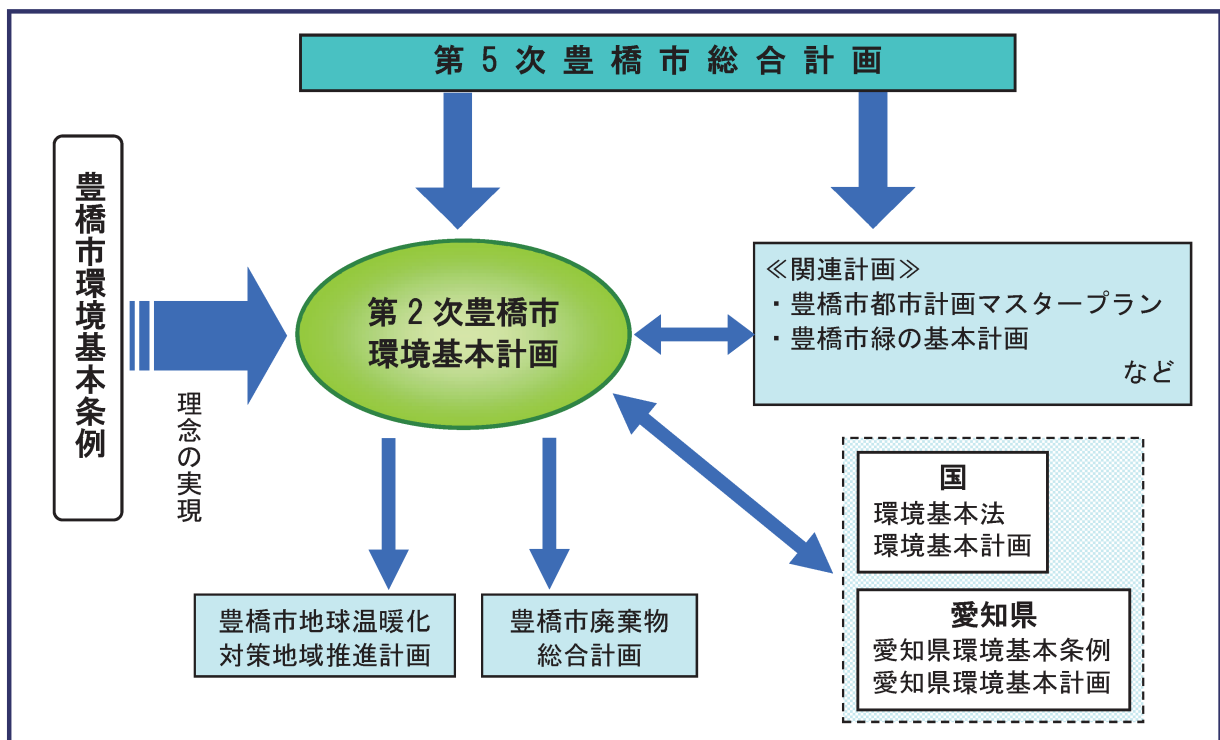
第 2 次豊橋市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、豊橋市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するために策定したものです。

その後、東日本大震災の影響などにより、今日までに社会経済状況は大きく変化し、環境の保全に関する施策も進捗状況に格差が生じるなど見直しが必要になってきたことから、環境基本計画のより効果的な推進を図るため、改訂するものです。

1.3 計画の位置づけと役割

環境基本計画は、豊橋市環境基本条例の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第5次豊橋市総合計画」との整合を図るとともに、関連計画の環境関係施策とも整合・連携させることにより、本市の環境保全に関する施策を推進するための計画として位置づけています。

また、各種事業の推進により、市民ならびに事業者にも環境配慮行動を促すとともに、国、県及び近隣市町村とも連携を図ることで、市域の環境はもとより広域環境、さらには地球環境の保全にも貢献するものとします。



1.4 計画の期間

環境基本計画の対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間で、今回の改訂は、平成28年度から平成32年度における取り組み内容などの見直しを行うものです。

1.5 計画の対象範囲

環境基本計画は、地理的な範囲を豊橋市の行政区域全体とし、計画の目標を達成するうえで必要となる施策に関連する全ての分野を対象とします。また、主体は「市民」「事業者」「市（行政）」とします。